

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（136）」

2. 日時：平成29年5月8日 13時30分～19時45分

3. 場所：原子力規制庁 8階南会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備管理グループ 課長

他7名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、平成29年1月31日に提出を受けた『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.15 事故時の計装に関する手順等」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 手順への着手に関して、着手基準に達したことを判断及び操作の指示を行う者を明確にすること。
- 表「事故時に必要な計装に関する手順」について、自主対策設備・重要事故等対処設備の別を明確にすること。
- プロセス計算機及び記録計を用いたパラメータの記録について、手順を要するものとしているが、記録は自動的に行われるものであるため手順の要否について再度検討し説明すること。
- 「可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視」の手順は、電源喪失時に実施するとしているが、電源喪失の予測ができる場合もあることから、必ずしも電源喪失後ではなく、その恐れがある段階で対応することを検討すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし